

議 会 運 営 委 員 会

令和8年4月15日（水）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正について

- 2 予算決算委員会各分科会の効率化について

- 3 議会の手続に係るオンライン化の推進について

- 4 陳情の取扱いについて

- 5 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正について

【議題2 資料】

なし

【議題3 資料】

- 2 電子メールで提出された一般質問通告書の取扱いについて

【議題4 資料】

- 3 尾張旭市議会会議規則及び議会運営に関する申し合わせ事項 一部抜粋
- 4 陳情の取扱いフローチャート

【議題5 資料】

なし

尾張旭市議会告示第 号

尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

尾張旭市議会議長 さかえ 章 演

改正前	改正後
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</p> <p>(17) (略)</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</p> <p>(17) (略)</p>

附 則

この規程は、告示の日から施行する。ただし、第3条第5号の改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日（令和8年6月14日）から施行する。

電子メールで提出された一般質問通告書の取扱いについて

市議会における手続のオンライン化を図るため、電子メールで提出された一般質問通告書（以下「通告書」という。）の取扱いを次のとおりとする。

1 電子メールで提出された通告書について

- (1) 通告書の受付開始日（以下「開始日」という。）の前日の午前9時から午後3時までに提出されたものは、開始日の午前9時に受け付けたものとし、質問順を決めるくじ引の対象とする。

なお、前日の午前9時より前に提出されたものは受け付けしない。

例 開始日 4/15 4/14 午前9時から午後3時までに提出
⇒ 4/15 午前9時に受付

- (2) 開始日の前日の午後3時から開始日の午前9時30分までに提出されたものは、開始日の午前9時30分に受け付けたものとする。

例 開始日 4/15 4/14 午後3時から4/15 午前9時30分までに提出
⇒ 4/15 午前9時30分に受付

- (3) 開始日の午後5時から翌日の午前9時までに提出されたものについては、翌日の午前9時に提出されたものと見なす。

例 開始日 4/15 4/15 午後5時から4/16 午前9時までに提出
⇒ 4/16 午前9時に受付

- (4) 電子メールで提出されたものについては、議会事務局職員がメールの受信、添付データを確認次第、備付けの受付簿に議員名、提出時刻を代理記入する。

- (5) 通告書のデータが添付されていないメールについては、提出されたものとして取り扱わない。

2 質問順の決定

- (1) 開始日の午前9時までに受け付けた通告書

ア 議長又は副議長どちらかの立会いの下、くじ引で質問順を決定する。初めに「くじを引く順番」を決めるくじ引をする（直接提出と電子メール提出を合わせた中での通告書の提出順に引く。）。次に「くじを引く順番」の順で、「質問順」を決めるくじを引く。

イ 電子メールで提出した議員については、窓口に来庁する必要がないよう、議会事務局職員が代理でくじ引をする。

(2) 開始日の午前9時より後に受け付けた通告書

ア 窓口で提出されたものについては、受付次第、質問順を決定する。

イ 1の(2)に該当するものは、開始日の午前9時30分となった時点で、電子メールの受付順に質問順を決定する。

ウ 開始日の午前9時30分より後は、窓口、電子メールのどちらで提出した場合でも、受付順に質問順を決定する。

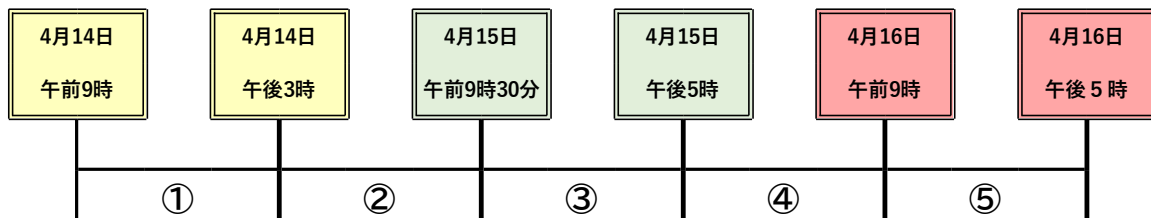
エ 1の(3)に該当するものについては、電子メールの受付順で質問順を決定する。

3 留意事項

(1) 確認漏れなどを防ぐため、電子メールで提出した後、議会事務局に送信したことを必ず電話で連絡する。

(2) 提出時刻は、メールの受信時刻ではなく、議会事務局職員がメールを確認した時刻とする。

【メールの提出例（4月15日及び4月16日が質問受付日の場合）】



① 4/15の午前9時に受け付けたものとし、くじ引の対象とする。

② 4/15の午前9時30分に受け付けたものとし、午前9時30分になった時点で、受付順に質問順を決定する。

③ 受付順に質問順を決定する（直接提出と同じ。）。

④ 4/16の午前9時に受け付けたものとし、午前9時になった時点で、受付順に質問順を決定する。

⑤ 受付順に質問順を決定する（直接提出と同じ。）。

尾張旭市議会会議規則 一部抜粋

第85条 議長が必要と認める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理する。

議会運営に関する申し合わせ事項 一部抜粋

(3) 陳情の取扱いについて

ア 受理した陳情のうち、以下の条項をすべて満たしたものについては議会運営委員会において、上程の可否を諮る。なお、満たしている場合でも、受理日からおおむね1年以内に、尾張旭市議会で同様の願意の請願等が議決され、かつ、その後に特段の事情の変化がない場合は、全議員への陳情書の写し（データ）を配付するのみとする。

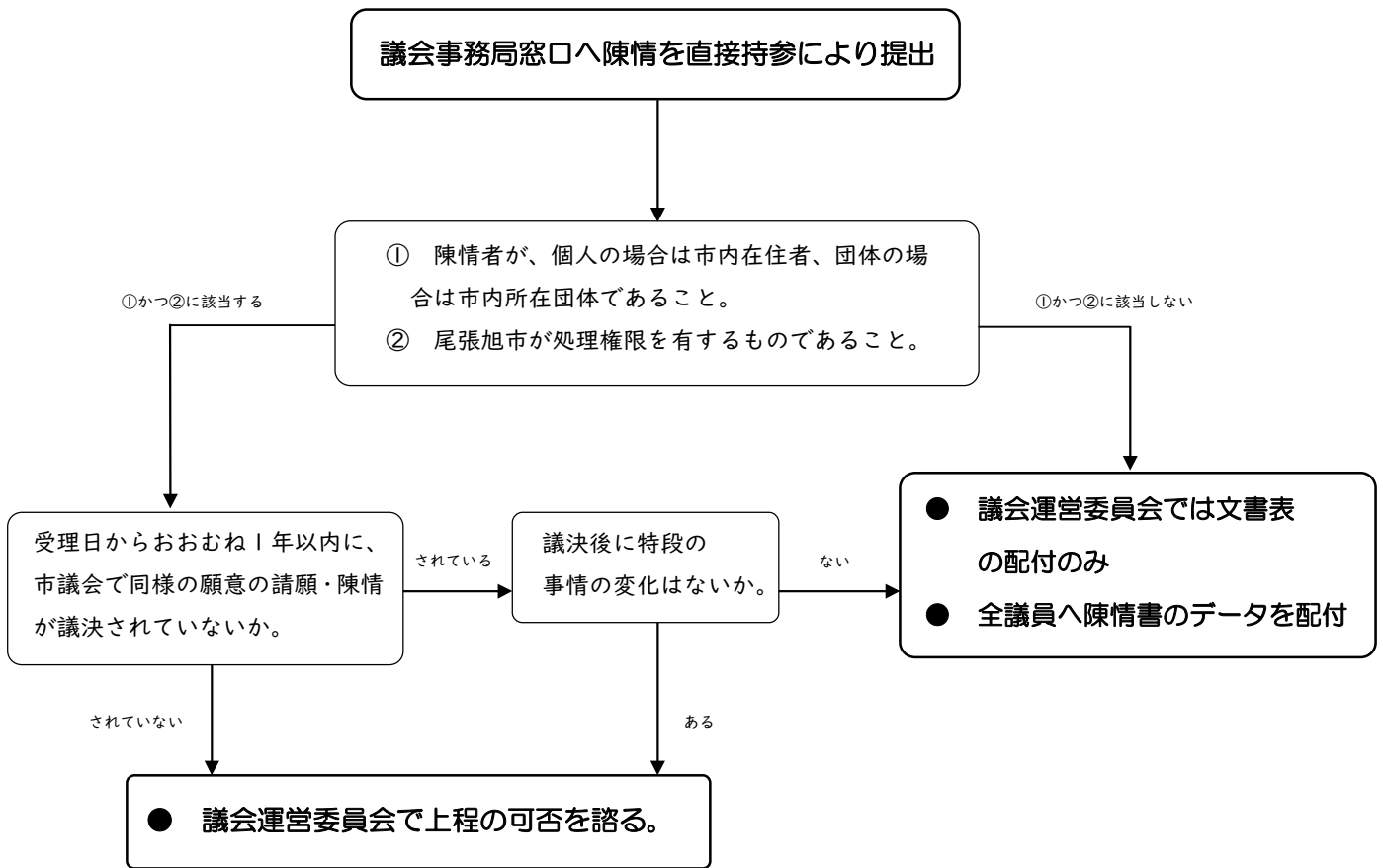
(ア) 陳情者が、個人の場合は市内在住者、団体の場合は市内所在団体であること。

(イ) 陳情者が、連名ではないこと（陳情書には、個人の場合は1名、団体の場合は1団体のみ記載されていること。）。

(ウ) 陳情の願意が、尾張旭市が処理権限を有するものであること。

イ 前記アの条項をすべて満たしていないものについても全議員へ陳情書の写し（データ）を配付するのみとする。

陳情の取扱い フローチャート



【受理日からおおむね1年以内とは】

例) 同様の願意の請願・陳情が令和7年6月定例会で議決された場合

⇒ 令和7年9月、12月、令和8年3月の定例会は、おおむね1年以内となります。

⇒ 令和8年6月の定例会は、おおむね1年経過となります。

